

○経済産業省告示第百六十九号

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の一部分を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月六日

経済産業大臣 梶山 弘志

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等）</p> <p>第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号（第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。）、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号（第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号、第七条の三第一項第一号及び第二項第一号、第七條の四第一項第一号及び第二項第一号、第八条の二第二項第二号イ、第十一条第一号、第十二条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イで準用する場合を含む。）及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五條第一項第五十号（第五條の二第一項第一号及び第二項第一号、第六條第一項第一号、第七條第一項第一号及び第</p>	<p>（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等）</p> <p>第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号（第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。）、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号（第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号、第七条の三第一項第一号及び第二項第一号、第八條の二第二項第二号イ、第十一条第一号、第十二条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イで準用する場合を含む。）及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五條第一項第五十号（第五條の二第一項第一号及び第二項第一号、第六條第一項第一号、第七條第一項第一号及び第二項第一号、第七條の二第一項第一号並びに</p>

<p>二項第一号、第七条の二第一項第一号並びに第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。)の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの(第一号から第十九号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。)とする。</p> <p>一〜十六 「略」</p> <p>十七 監視所において圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備 一般高圧ガス保安規則第七条の四第一項第二号イからへまで又は同条第二項第二号</p> <p>十八〜二十一 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。)の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの(第一号から第十号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。)とする。</p> <p>一〜十六 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>十七〜二十 「略」</p> <p>2 「略」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和二年八月七日から施行する。